

議案第2号

遠野市市内企業人材確保推進協議会規約(案)

(名称及び設置)

第1条 本会は、遠野市市内企業人材確保推進協議会（以下「協議会」という。）と称し、地域再生法（平成17年法律第24号）第12条第1項の規定に基づき設置する。

(目的)

第2条 協議会は、地域再生計画及び地方創生推進交付金実施計画を総合的かつ効果的に推進するために必要な事項について協議する。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 地域再生計画及び地方創生推進交付金実施計画の効果検証及び事業内容に関すること
- (2) その他、市内企業人材確保推進に関すること

(構成員)

第4条 協議会の組織は、次に掲げる者によって構成する。

- (1) 遠野市（産業部商工労働課）
- (2) 岩手県（県南広域振興局経営企画部産業振興室）
- (3) 遠野商工会
- (4) 釜石公共職業安定所
- (5) 釜石公共職業安定所遠野出張所
- (6) 岩手県立遠野高等学校
- (7) 岩手県立遠野緑峰高等学校
- (8) 遠野市教育委員会
- (9) 前各号に掲げる者のほか、協議会の会議（以下「会議」という。）の同意を得た上で、会長が認める者

(総会)

第5条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集し、会長がその議長となり、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 事業報告に関する事項
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) その他協議会の運営に関する重要な事項

2 総会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 監事 1名

2 役員任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

3 任期途中で選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見を求めることができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、遠野市産業部商工労働課に置く。

2 事務局は、協議会の事務及び経理を掌る。

3 会長は、事務局の中から事務局長を指名することができる。

4 事務局の運営に関し必要な事項は別に定める。

(事業)

第9条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする

(解散)

第10条 協議会は、第2条に掲げる目的を達成したとき、又は構成員の過半数の議決により解散する。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和4年4月13日から施行する。

2 協議会の設立当初の事業年度は、第9条の規定にかかわらず、設立の日から令和5年3月31日までとする。